

岡山県立美術館
指定管理者募集要項

平成18年9月
岡山県

岡山県立美術館指定管理者募集要項

岡山県では、美術その他の芸術及び文化に関する県民の知識及び教養の向上を図るため、岡山県立美術館（以下「美術館」という。）を岡山市に設置しており、その施設及び設備の管理に関する業務の一部について地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入することとしています。

この募集要項は、岡山県立美術館条例（昭和63年岡山県条例第11号）第12条の規定に基づき、美術館の指定管理者を公募するに当たり、その手続き、審査方法等を示すものです。

[公募等の概要]

公募の目的

指定管理者制度の導入により、美術館の維持管理について、民間活力を生かし、県民サービス向上と経費の縮減を図ることを目的とします。

指定期間

平成19年4月1日～平成22年3月31日（3年間）（予定）

指定管理者の募集方法及び選定方式

公募し、その事業計画書の内容を審査して、指定管理者の候補を選定します。

審査方法

「岡山県生活環境部指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補を選定します。

選定結果の通知等

選定結果は、申請者に通知するとともに、岡山県のホームページ等において公表します。

指定管理者の指定等

指定管理者の候補を指定管理者として指定する議案を県議会に提案し、議会で議決された場合は、当該指定管理者と協定を締結します。

問い合わせ先（以下「事務担当窓口」という。）

岡山県生活環境部文化振興課文化振興班（担当：畝山・上野）

〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号（丸の内会館2階）

TEL: 086-233-5710（直通）/ FAX: 086-233-5720

E-mail: bunkasin@pref.okayama.lg.jp（表題に「指定管理者の件」と記載してください。）

1 対象施設

- (1) 名 称 岡山県立美術館
- (2) 所在地 岡山県岡山市天神町8番48号
- (3) 施設・設備の概要

- ・開館日 昭和63年3月18日
- ・敷地面積 9,098 m² (土光敏夫先生記念苑、美術館臨時駐車場を含む)
- ・建築面積 3,721 m²
- ・延床面積 14,269 m² (駐車場 2,061 m²を含む)
- ・本館 鉄骨コンクリート地上3階地下2階建
常設展示室(1,184 m²) 企画展示室(1,184 m²) サービススペース(322 m²)
収蔵庫(1,107 m²) 美術館ホール(1,358 m²) 事務室(188 m²) ほか

(4) 業務概要

- 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示
- 美術に関する専門的な調査研究
- 美術その他の芸術及び文化に関する講演会、研究会、映写会、芸能鑑賞会等の開催及びこれらの開催の援助
- その他美術館の目的の達成に必要な業務

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う美術館の管理の基準は、岡山県立美術館条例、岡山県美術館条例施行規則（昭和63年岡山県規則第14号）、指定管理者の指定の申請に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）及び別に示す岡山県立美術館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他施設の管理に必要と認められる業務
 - 庁用自動車の運転等業務
 - 美術館ホールイベント運営業務

なお、美術その他の芸術及び文化施設としての機能に係る業務及び上記以外の管理業務については、引き続き県が実施します。

4 指定管理者の指定の期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間を予定しています。

5 維持管理等に要する経費

- (1) 維持管理等に要する経費の額は、次に示す額を上限とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、各年度毎に締結する「年度協定」において定めます。
年 74,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (2) 維持管理等に要する経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、予算の範囲内で指定管理者に支払います。
- (3) 指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

6 指定の申請の方法

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

施設の管理業務を行った実績を有する法人等であること。

法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことのある者

オ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体及び役員のうち、暴力団の構成員等に該当する者がいる法人等

キ 岡山県税及び消費税に未納がある者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定し、グループを構成したことを証する書面を添付してください。

この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

当該グループの全構成員が上記(1) 及び(1) に該当することが必要です。

当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で申請することはできません。

応募に関する事務を全て代表となる法人等の代表者を通じて行ってください。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなします。

(3) 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布します。

期 間 平成18年9月29日(金)から11月7日(火)までの平日

時 間 9:00～17:00(ただし、12:00～13:00は除きます。)

場 所 事務担当窓口<1頁参照>

方 法 の場所に配置 文化振興課のホームページでも入手できます。

(4) 募集説明会(現地説明会)の開催

応募予定者を対象に募集説明会(現地説明会)を開催します。参加を希望する法人等は、平成18年10月10日(火)までに参加申込書(様式1)を郵便、FAX又は電子メールにより提出してください。

日 時 平成18年10月13日(金) 14:00～

場 所 岡山県立美術館 地下1階 研修室

参加者 各団体2名以内(共同応募の場合は、グループで2名以内とします。)

申込先 事務担当窓口 <1頁参照>

(5) 問い合わせについて

募集に関する問い合わせは、書面により、平成18年10月20日(金)までに事務担当窓口へ提出してください(電子メール、ファックス可)。

なお、平成18年度10月27日(金)までに問い合わせ者に回答するとともに、ホームページに掲載します。(問い合わせ者は明示しません。)

(6) 指定の申請の受付

指定の申請を行おうとする法人等は、(7)に定める提出書類を次のとおり提出してください。

受付期間 平成18年9月29日(金)から11月7日(火)までの平日

受付時間 9:00～17:00（ただし、12:00～13:00は除きます。）

提出場所 事務担当窓口 <1頁参照>

提出方法 持参又は書留郵便（11日7日（火）必着）

提出部数 (7)の から までに記載する書類 正本1部・副本9部

(7)の から までに記載する書類 正本1部・副本1部

(7) 指定申請の提出書類

指定管理者指定申請書（規則様式）

事業計画書（様式2）

法人等の概要（様式3）

指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

法人にあつては、登記事項証明書

役員名簿（様式4）

(1)の の欠格事由に該当しない旨の申立書（様式5）

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、～ は全構成員について必要。

7 指定管理者の候補の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の候補を選定するため、有識者及び県職員で構成する「岡山県立美術館指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) プレゼンテーションの実施

指定管理者の候補の選定に当たり、申請者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。実施方法の詳細については申請者あてに別途連絡します。

(3) 審査基準及び配点

選定委員会では、次の基準に基づき審査を行い、各委員の評価点の合計が最も高い法人等を指定管理者の候補として選定します。

(選定委員1名の配点)

審査基準項目	配点	基本的な問題がある
住民の平等利用を確保することができるものであること	10	
施設の機能を最大限に発揮させることができること	20	
施設の維持管理に係る経費の削減ができること	20	
事業計画に沿った維持管理を安定して行うことができること	10	
施設及び設備の維持管理を適切かつ確実にを行うための職員構成や職員配置ができること(資格者の配置を含む。)	20	
利用者の安全確保や個人情報の保護について適切な対応ができること	10	
美術館の学芸・総務部門と緊密な連絡調整が行える体制となっていること(災害時その他の緊急時を含む。)	10	
合計	100	

注)「基本的な問題がある」場合には、選定委員は、「(選定することが不相当)」または「×(選定すべきでない)」と評価し、当該応募者を総合的に「」と評価する選定委員が2名以上いる場合、または、「×」と評価する選定委員が1名以上いる場合には、当該申請者は点数の多寡にかかわらず失格とする。

(4) 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、申請者に通知するとともに、岡山県のホームページ等で公表します。(平成18年11月下旬頃を予定)

8 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、岡山県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

9 協定に関する事項

議会で指定管理者の指定議案が議決された後、県と指定管理者は、協定の内容について協議を行い、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結し、協定書を作成します。なお、協定の発効は平成19年4月1日とします。

10 その他

(1) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された申請書類は、返却しません。

提出された申請書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

提出された申請書類は、岡山県情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(3) その他

申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがあります。

11 問い合わせ先

岡山県生活環境部文化振興課文化振興班（担当：畝山・上野）

〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号（丸の内会館2階）

TEL: 086-233-5710（直通） / FAX: 086-233-5720

E-mail: bunkasin@pref.okayama.lg.jp（表題に「指定管理者の件」と記載してください。）

[公募等のスケジュール<一部再掲>]

募集要項等の配布	平成18年9月29日(金)～11月7日(火)
募集説明会(現地説明会)の開催	平成18年10月13日(金) 14:00～
申請書類の受付	平成18年9月29日(金)～11月7日(火)
指定管理者の候補の選定	平成18年11月上旬
指定管理者の指定に係る県議会の議決	平成18年12月
指定管理者との協定締結	平成19年2月
指定管理者による維持管理の開始	平成19年4月1日(日)

(本要項の添付書類)

- 1 申請書様式
- 2 岡山県立美術館指定管理者業務仕様書
- 3 岡山県立美術館業務仕様明細書
- 4 参考資料

- (1) 岡山県立美術館の概要
- (2) 岡山県立美術館利用状況(入館者、ホール利用状況)
- (3) 岡山県立美術館管理運営経費の状況